

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年5月26日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 天利 薫

- 1 監査の種類
財務監査のうち定期監査
- 2 監査の実施期間
令和2年4月15日から令和2年4月27日まで
- 3 監査の対象部課等
選挙管理委員会事務局
- 4 監査の対象
令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の財務及び事務の執行状況
- 5 監査の着眼点（評価項目）
令和2年度寒川町監査計画に基づき、財務に関する事務及び事務事業の執行管理が、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の実施内容
監査対象機関である選挙管理委員会事務局より、監査説明書及び関係書類等の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、補助金等、財産管理、事業に関する事務執行等が適正かつ効率的に行われているかどうかを抽出により審査するほか、関係職員の説明を聴取し監査を実施した。
- 7 監査の結果
令和元年度に係る財務及び事業事務執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。また、軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。